令和7年３月３１日付け※障障発0331第３号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労選択支援の実施について」抜粋

就労選択支援員は、就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。ただし、経過措置として、令和９年度末までは、指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等（令和７年厚生労働省告示第89 号）に規定する障害者の就労支援に関する基礎的研修（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第20条第４号及び第22条第５号の規定により障害者職業総合センター及び地域障害者職業センターが行う研修のうち雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与するものその他厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める研修をいう。以下同じ。）又はこれに相当する研修（同等以上の研修）を修了した者を就労選択支援員とみなす。

なお、基礎的研修と同等以上の研修とは、以下の研修とする。

・ 就業支援基礎研修（就労支援員対応型）（※１）

・ 訪問型職場適応援助者養成研修（※２）

・ サービス管理責任者研修専門コース別研修（就労支援コース）（※３）

・ 相談支援従事者研修専門コース別研修（就労支援コース）（※４）

※１障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成21年厚生労働省告示第178号）第１号イに規定する研修

※２ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「雇保則」という。）第20条の２第２項第１号の訪問型職場適応援助者の養成のための研修及び促進則第20条の２第２項第２号に規定する厚生労働大臣が定める研修

※３ 「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成18年８月30日障発08300004こども家庭庁支援局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」３（４）に規定するサービス管理責任者専門コースの就労支援コース

※４ 「相談支援従事者研修事業について」（平成18年4月21日障発0421001こども家庭庁支援局長・厚生労働省社会・援護局保健福祉部長連名通知）別紙「相談支援従事者研修事業実施要綱」３に規定する専門コース別研修の就労支援研修

就労選択支援員養成研修の受講要件は、基礎的研修を修了していることや「障害者の就労支援分野の勤務実績」が通算５年以上あることとする。ただし、令和９年度末までは、基礎的研修と同等以上の研修の修了者は就労選択支援員養成研修を受講できることとする。

なお、「障害者の就労支援分野の勤務実績」とは、以下の実績を指す。

・ 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所及び就労定着支援事業所における管理者、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員、就労支援員及び就労定着支援員

・ 障害者職業センターにおける職業カウンセラー、職場適応援助者（企業在籍型を除く。）

・ 障害者就業・生活支援センターにおける生活支援担当者、就業支援担当者

・ 障害者職業能力開発助成金による能力開発訓練事業を行う機関における就職支援責任者、訓練担当者

・ 令和９年度末までに基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修を修了していることを以て就労選択支援員として勤務した実績

令和７年度の就労選択支援員養成研修は、研修の質を担保する観点から、当面の間、国において実施する。具体的には、令和７年６月頃から、定員約80人規模の研修を年に10回程度実施予定であるが、具体的な実施時期や申込方法等は令和７年４月以降、順次、案内する予定である。